

# 令和6年度第12回那珂川市農業委員会会議録

令和7年3月11日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和6年度第12回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和6年3月11日（火） 午前9時25分～午前10時10分  
場 所 都市整備部 外会議室

## 1. 議事録署名人

7番 佐伯久典

1番 佐伯隆嘉

## 2. 議 案

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第48号 農用地利用集積計画の利用権設定について

## 3. 報 告

報告第32号 専決処分について

農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について

報告第33号 専決処分について

現況証明願について

## 4. その他

4月の総会の持参物について

## 5. 出席委員

### 農業委員

会長 結 城 五 子

1番 佐 伯 隆 嘉

2番 高 橋 堅

3番 山 崎 美代子

4番 白 水 正 彦

5番 内 野 学

6番 上 野 信 之

7番 佐 伯 久 典

### 農地最適化推進委員

1番 久 我 一 徳

2番 添 田 英 一

3番 八 尋 博 基

4番 真 鍋 利 明

5番 重 松 栄 作

6. 欠席委員

農業委員

なし

農地最適化推進委員

なし

7. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 浅 香 大 士

係 長 眞 鍋 翔 輝

書 記 手 嶋 雄美子

農林課農林業担当

主 事 朝 日 翔一朗

## 午前9時25分 開会

### ○事務局長

皆さんおはようございます。お時間前ですけれども、皆様おそろいですので、間もなく開会させていただきます。

携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにお切替えをお願いいたします。

また、会議録、録音の関係で、マスクをされている方は、すみません、発言の際だけマスクを外して発言をお願いしたいと思います。

それでは、会長よろしく申し上げます。

### ○議長

皆さんおはようございます。それでは、ただいまから令和6年度第12回農業委員会総会を開会いたします。

では、審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。7番、佐伯久典委員と、1番、佐伯隆嘉委員を指名します。よろしく申し上げます。

なお、発言する際には挙手をして、指名されてから発言をお願いします。

それでは、議案に入ります。

議案第46号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

### ○事務局

議案第46号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書の2ページをお願いします。資料編も2ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の住所、氏名、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

契約の内容は贈与による所有権の移転です。

3ページですが、所有農地は自作地の田が6,104平米、畑が44平米の計6,148平米となっております。

議案書の7ページ、営農計画書をお願いします。

1の申請理由については、祖父である譲渡人が高齢のため贈与の意向を受けて譲り受けることとなったとなっており、2の作付収益計画等は水稻と露地野菜で、出荷先は水稻がJA福岡市、露地野菜は自家消費とのことです。

3の農作業に従事する世帯員等の状況は、譲受人と譲受人の母、譲渡人、譲受人の叔父、叔母の5名です。

8ページをお願いします。

農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しており、保管場所は譲渡人であると祖父宅となっております。

通作方法は、通作距離が4.5キロ、所要時間は約15分、交通手段は軽トラックとなっております。

農業経験については、同一敷地内に居住し、長年農業を営んでいる祖父と共に、学生の頃より現在まで20年以上、水稻6反の栽培を行っているとのことです。

9ページから12ページは登記事項証明書、13ページ、14ページが字図、15ページが通作図及び位置図です。

資料編1ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可要件は満たしています。

説明は以上です。

#### ○議長

では、担当委員の意見をお願いします。お願いいたします。

#### ○推進委員

2月21日にJ A筑紫のほうから3条申請をしたいということでお見えになりました。内容については、今、事務局から説明があったとおりでございます。

説明があったように、譲受人、お孫さんが引き続き耕作をしたいということで、3条の申請をしたいということでした。

現地を確認いたしましたけれども、耕作されていて、引き続き耕作していただければいいかなというふうに判断をいたしました。

#### ○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

では、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第46号、番号1は許可することに決定しました。

議案46号、番号2、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第46号、番号2、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書の17ページをお願いします。資料編は3ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

契約の内容は、売買による所有権の移転です。

3ページですが、所有農地は自作地の田が1万6,000平米、畑が1,500平米、樹園地が1万3,700平米の計3万1,200平米となっております。

議案書の21ページ、営農計画書をお願いします。

1の申請理由については、取得する農地は現在の経営農地に近接する農地であり、所有

者の売却の意向を受けて買入れすることとなったとのこと。

2の作付・収益計画等は果樹で、出荷先はゆめ畑となっております。

3の農作業に従事する世帯員等の状況は、譲受人と譲受人の父と母の3名です。

22ページをお願いします。

農機具は、トラクター、スピードスプレイヤーを所有しており、保管場所は自宅となっております。

通行方法は、製作距離が0.3キロ、所要時間は約2分、交通手段は軽トラックとなっております。

農業経験については、5年間、水稻と果樹で両親の手伝いを行っているとのこと。

23ページが登記事項証明書、24ページが字図、25ページが通作成及び位置図です。

資料編1ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可要件は満たしています。

説明は以上です。

#### ○議長

それでは、担当推進委員の意見をお願いします。

#### ○推進委員

2月22日に、譲受人のお父さんが自宅にお見えになって、内容をお伺いいたしました。これは、昨年10月に同じような形で売買の話が進んでいた残りの1筆でございます。

今、事務局から説明があったとおりで、隣接の土地である、それから、所有者が売買の意向があるということで説明がございました。問題なしということで了解をいたしました。

以上です。

#### ○議長

それでは、何か質疑のある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

#### ○農業委員

売上予定額が「300千円」になっておりますけど3,000万円、300というと30万円ですかね。

#### ○事務局

30万円です。

#### ○議長

はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第46号、番号2は許可することに決定しました。

議案第47号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第47号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の27ページをお願いします。資料編は4ページをお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3、転用計画は、転用の目的が自己用住宅、理由の詳細は、居住するアパートが手狭となり、マイホーム建築に最適な土地を探していたところ、妻所有の土地を申請することにしたとなっております。

利用期間は令和7年6月1日から永年となっております。

契約の内容は使用貸借権の設定です。

なお、譲渡人と譲受人は御夫婦でございます。

議案書28ページが土地の登記事項証明書、29ページが字図、30ページが位置図になります。

31ページが資金計画書、32ページが融資証明書の代替として借入れ手続の御案内です。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の4ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約0.4ヘクタールで、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の33ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しています。代替地のうち不採用の土地については、形状や施設規模の不適、地権者との交渉不成立により申請地を採用しております。

34ページが水利関係承諾書、35ページが農地転用事前協議の回答、36ページが文化財確認願についての回答です。

37ページから40ページまでが各種図面となります。

説明は以上です。

#### ○議長

それでは、担当委員の意見をお願いします。

#### ○農業委員

2月14日に行政書士と現地視察を行いました。この物件は、〇〇公民館の駐車場の道挟んだところですが。

そして、もともとの所有者の〇〇さんの娘さんの土地に旦那さん名義の家を建てるということで、支障はないだろうというふうに考えました。

以上です。

**○議長**

ありがとうございます。

何か質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**○議長**

全員賛成により、議案第47号、番号1は許可することに決定しました。

続いて、議案第48号、番号1から66、農用地利用集積計画の利用権設定について。

この議案は、私と○番委員と○番委員が当事者または関係者となりますので、退出させていただきます。

この案件については、副会長の白水委員に議長を交代して進行していただきたいと思えます。

白水委員、よろしくをお願いします。

〔会長、委員 退室〕

**○議長**

それでは、議案第48号、番号1から66、農用地利用集積計画の利用権設定について、事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局**

議案第48号、番号1から66、農用地利用集積計画の要件設定について説明します。

議案書の41ページから177ページまでが利用権設定についての資料になります。資料編は5ページから70ページを御覧ください。

新規が21件、再設定が45件となっております。新規、再設定、それぞれ市ノ瀬から順に地域ごとに並んでおります。

その他詳細につきましては、申出書記載内容を御確認ください。

説明は以上です。

**○議長**

質疑がある方は挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

**○農業委員**

ちょっと確認ですけど、51ページ、一番右の賃貸料のところ、「玄米1俵90kg」と書いてありますけど、どっちが正解。1俵は60キロですよ。

**○議長**

事務局、お願いいたします。

**○事務局**

「1俵」とは書いてあるんですけども、90キロです。

○農業委員

了解です。

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員

66ページは、地域計画でこうなったということですか。

○事務局

こちら場所としては、資料編の17ページになります。こちらについては地域計画の区域ではないです。

地域計画内に1件出ているのが、72ページの〇〇さんです。こちらが地域計画の区域内になっていまして、こちらについては地権者の方が貸したい意向を示されてあったところになっております。話し合いで受け手が決まらず、検討中の農地で目標地図のほうでは位置づけられる予定の農地でしたが、受け手が決まったということで、〇〇さんが申出されています。

○農業委員

ありがとうございます。

○議長

皆さんよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がないようですので、採決を行います。よろしいでしょうか。

皆さんよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第48号、番号1から66は承認することに決定いたしました。

会長と○番委員、○番委員、入室をお願いいたします。ありがとうございました。

〔会長、委員、入室〕

○議長

どうもありがとうございました。

皆さん、お待たせしました。

それでは、次に、報告事項です。

報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。

## ○事務局

報告第32号、番号1、専決処分について、農地法第18条第6項の規定による通知書について説明します。

議案書の179ページをお願いします。資料編は71ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

賃貸人、借借人の氏名、住所、対象農地は議案書記載のとおりです。

令和7年1月31日に合意解約が成立し、令和7年5月31日に引渡しとなっております。

続きまして、報告第33号、番号1、専決処分について。現況証明願について報告いたします。

議案書182ページに、現況証明願を添付しております。

資料編は72ページから73ページです。

農地転用は平成12年3月31日付、転用目的は資材置場で許可済みです。

現地を確認し、2月28日付で現況証明書を発行済みです。

報告については以上になります。

## ○議長

それでは、報告について、何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか、報告事項。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○議長

では、次に移ります。

では、その他について事務局よりお願いいたします。

## ○事務局

〔事務連絡〕

## ○議長

この委員会では、あと1回となりました。

それでは、いろいろ御面倒をかけましたけど、今日はこれで終わりたいと思います。

来月は4月7日の9時半からです。ありがとうございました。